

(写)

19四教学第117号
平成19年 5月30日

四万十町学校適正規模・適正配置等
検討委員会 会長 様

四万十町教育委員会

四万十町立小中学校の適正規模・適正配置の諮問について(依頼)

四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会要綱第2条の規程により、下記事項について検討のうえ、答申いただきますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 四万十町における町立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
- (2) 四万十町における町立小中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策(短・中・長期展望)

2. 諮問の趣旨

全国的に過疎化・少子化が進行する中、四万十町においても年々児童生徒の減少が進み、町立学校のほとんどが複式学級を編制すべき過小規模校に分類されます。

過小規模校については、子ども同士の深いつながりや、一人ひとりに即した指導ができるなどのメリットがあります。しかし、グループ活動や様々な学級活動において同年齢で集団が形成できないためにコミュニケーション能力等を育成する機会が得られないデメリットも生じ、その結果、「生きる力」をのばすことができなくなることも考えら、そのデメリット解消への対応が課題となっています。

そのため四万十町では、「総合振興計画(案)」で「すべての児童生徒が集団の中でも自己の良さを発揮できるよう、学習集団の適正数を考慮しながら、適正規模の小中学校の配置を検討」することを主な施策に掲げています。

四万十町教育委員会においても、四万十町の将来を担う子どもたちによりよい教育環境を整備するとともに、「夢」と「希望」と「勇気」をもって、「力強く生き抜いていく力」をつけてもらうため、以下の視点に基づいた意見を教育関係者や地域の方々から伺う必要があると判断し、諮問させていただくことになりました。

○四万十町の状況に応じた教育・学習・学校経営等の観点からの適正規模・適正配置

このことを踏まえて、検討をお願いするとともに、「四万十町の子どもたち」にとって一番よいと考えられる町立小中学校の適正規模・適正配置の答申をお願いいたします。

(法令等における適正規模の定義)

- 児童生徒数 国基準：小中学校ともに1学級40人。(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)
- 学級数 国基準：小中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とする。(学校教育法施行規則第17、55条)
- 小規模校 高知県基準：小学校12学級、中学校6学級を下回る学級。
- 過小規模校 高知県基準：小規模校のうち、複式を有する学校。